

魏晋南北朝隋唐時代における「軍礼」の確立過程の概観

丸橋 充拓*

キーワード：軍事儀礼、『大唐開元礼』、五礼

はじめに

唐開元二〇年（七三二）に上進された『大唐開元礼』（以下『開元礼』と略称）は、古代以来宮々として積み重ねられた諸儀礼の集大成である。そこに盛り込まれる国家儀礼は総計一五二種。これらは「五礼」（吉礼・嘉礼・賓礼・軍礼・凶礼）と呼ばれる五つのカテゴリーによって区分されている。表1は、「五礼」それぞれの内容を大づかみに理解するため、一五二種の諸儀礼を内容の類似性に基づいて適宜括り、整理したものである。これに依って概観すれば、「吉礼」は国家主催の祭祀を軸とする儀礼、「嘉礼」は家族・共同体の秩序を律する儀礼、「賓礼」は異邦との親善を図る儀礼、「軍礼」は軍事に関わる儀礼、「凶礼」は葬喪などに関わる儀礼、という構成内容になっていることが看取されよう。

私は以前、これらのうち「軍礼」に着目し、『開元礼』以降における

表1 『大唐開元礼』の概観

吉礼	郊祀（円丘、方丘、四郊、明堂など） 社稷 嶽鎮海瀆 太廟 諸陵 籍田・親桑 学校（稷饗・孔子・齊太公） 巡狩 封禪 祈雨
嘉礼	冠礼 婚礼 受朝 詔時令 養老・郷飲酒・正齒位 冊命 遣使慰勞・宣制
賓礼	番主朝見 宴番国主・宴番国使
軍礼	出征（上帝・太社・太廟など、宣露布、勞軍將） 訓練（講武・田狩・射礼） 祀馬祖・享先牧・祭馬社・祭馬歩 合朔伐鼓 饗
凶礼	振撫・勞問 服喪 孝哀弔祭 喪葬

関連する儀礼を適宜一括して概観を示している

歴史的展開を探索したが（丸橋二〇〇五）、議論の起点となった『開元礼』の歴史性については掘り下げることができなかった。しかし『開

* 島根大学法文学部

「元礼」「軍礼」として当然歴史的産物であったはずである。また「開元礼」の「軍礼」は出征儀礼と訓練儀礼を主たる構成要素としているが（表1参照）、「軍礼」に含まれる儀礼の顔ぶれにしても、時代による変化があったに相違あるまい。

本稿では、そのような問題意識から、由来を異にするさまざまな儀礼が「軍礼」に集約され、「開元礼」の「軍礼」へと収斂していく過程について、歴代正史礼志の構成に着目しつつ、追跡してみたい。

一 五礼制度の確立過程

「五礼」の区分は古く、これを先駆的に体系化したのは『周礼』である^①。しかし礼学上の理論が国家儀礼の体系に導入されるまでには時間を要し、魏晉以降を待たなければならなかった。その足取りを隋代まで探究した梁満倉氏は、五礼制度の確立過程を以下のように時期区分する〔梁二〇〇九・第三章第二節〕。

① 「孕育期」 Ⅱ 漢末三国

② 「発育期」 Ⅱ 両晋から南朝の宋齊まで

③ 「成熟期」 Ⅱ 梁の天監年間（五〇二〜五一九）、

北魏の太和年間（四七七〜四九九）以降

この区分において、①は五礼が礼学上の概念にとどまる段階、②③は国家儀礼が五礼の枠組で編成される段階と位置づけられる。魏晉南北朝時代において、儀礼に関わる注釈書である「儀注」の編纂が盛んに行われるようになるのも（表2を参照）、こうした流れと歩調を合

わせた現象であった。

こうした儀注に基づいて挙行される諸儀礼については、つとに陳寅恪氏が歴朝にわたる継承過程を解明し、日本では西嶋定生氏や金子修一氏が皇帝制理解の題材として研究を進めてきた〔陳一九四四、西嶋一九六一、金子二〇〇六〕。そして近年では、小林聡氏・梁満倉氏によって改めてその政治的な意味合いが問い直され、礼制史上における魏晉南北朝時代の重要性が明らかになりつつある〔小林二〇〇五a・b、梁二〇〇九〕。特に梁氏は、当該期における諸儀礼を広範かつ詳細に収集・分析しており、個々の儀礼に関する史料の検討は大きく前進した。

ただ梁氏の分析で注意を要するのは、各種儀礼をはじめから五礼の枠組に割り振って論じているため、五礼を構成する諸儀礼の歴史的变化や、五礼それぞれの性格の変化について、時系列に即した展開が読み取りにくい点である。五礼それぞれにどんな儀礼を配当するかは、いうまでもなく歴史的展開のなかで不断に変化する。五礼のうち、私が関心を持って取り組んできた「軍礼」についても、その枠組は所与のものではなかった。そこで次章では、各王朝において「軍礼」がどのような構成内容を持っていたか、それが歴史的にどう変化していったのかについて、具体的に考察していくこととしたい。

二 魏晉南北朝時代における軍事儀礼の位置づけ

（一）五世紀以前

梁氏が指摘するように、漢代以前、学問としての礼学体系と国家レベルの儀礼制度は必ずしも重なり合うものではなかった。『史記』において礼書と封禪書が、『漢書』において礼樂志と郊祀志が、『統漢書』

表2 魏晉南北朝時代の儀注類

時代	隋書	旧唐書	新唐書	
晋	傅瑗『晋新定儀注』40卷		傅瑗『晋新定儀注』40卷	
		『晋儀注』39卷	『晋儀注』39卷	
	『晋雜儀注』11卷	『晋雜儀注』21卷	『晋雜儀注』21卷	
	江左『甲辰儀』5卷	『甲辰儀注』5卷		
		『冠婚儀』4卷		
		徐広『晋尚書儀曹新定儀注』41卷	『晋尚書儀曹新定儀注』41卷	
		『晋尚書儀曹吉礼儀注』3卷	『晋尚書儀曹吉礼儀注』3卷	
			『晋尚書儀曹事』9卷	
		孔朝等『晋明堂郊社議』3卷		
		蔡謨『晋七廟議』3卷		
	荀顛『晋雜議』10卷			
宋	『宋儀注』10卷	『宋儀注』36卷	『宋尚書儀注』36卷	
	『宋儀注』20卷	『宋儀注』2卷	『宋儀注』2卷	
		『雜儀注』108卷		
南齊			嚴植之『南齊儀注』28卷	
梁	明山賓『梁吉礼儀注』10卷 (もと206卷)	明山賓等『梁吉礼』18卷 『梁吉礼儀注』10卷	明山賓等『梁吉礼』18卷 『梁吉礼儀注』4卷 又10卷	
		沈約『梁祭地祇陰陽儀注』2卷	沈約『梁祭地祇陰陽儀注』2卷	
	賀瑒『梁賓礼儀注』9卷	賀瑒『梁賓礼儀注』1卷	賀瑒等『梁賓礼』1卷	
	嚴植之『梁凶礼儀注』散佚 (もと479卷)	嚴植之『梁皇帝崩凶儀』11卷 嚴植之『梁凶礼天子喪礼』5卷 『梁凶礼天子喪礼』7卷	嚴植之『梁皇帝崩凶儀』11卷 『梁天子喪礼』7卷 又5卷 『梁皇太子喪礼』5卷	
		嚴植之『梁王侯已下凶礼』9卷	『梁王侯以下凶礼』9卷	
		『梁太子妃薨凶儀注』9卷	『梁太子妃薨凶儀注』9卷	
		『梁諸侯世子凶儀注』9卷	『梁諸侯世子卒凶儀注』9卷	
		『梁大行皇后崩儀注』1卷	『梁大行皇后崩儀注』1卷	
			『士喪礼儀注』14卷	
	陸璣『梁軍礼儀注』散佚 (もと190卷)	陸璣『梁軍礼』4卷	陸璣『梁軍礼』4卷	
	司馬鑿『梁嘉礼儀注』散佚 (もと113卷)	司馬鑿『梁嘉礼儀注』21卷	司馬鑿『梁嘉礼』35卷 又『嘉礼儀注』45卷	
		雜撰『梁尚書儀注』18卷	『梁尚書儀曹儀注』18卷 又20卷	
		沈約『梁儀注』10卷	沈約『梁儀注』10卷	
陳	『陳吉礼』171卷	雜撰『陳吉礼儀注』50卷 『陳雜吉儀志』30卷	雜撰『陳吉礼儀注』50卷 『陳雜吉儀注』30卷	
	『陳賓礼』65卷	張彦『陳賓礼儀注』6卷	張彦『陳賓礼儀注』6卷	
	『陳軍礼』6卷			
	『陳嘉礼』102卷			
		『梁陳大行皇帝崩儀注』8卷	『梁陳大行皇帝崩儀注』8卷	
		『陳諸帝后崩儀注』5卷	『陳諸帝后崩儀注』5卷	
		儀曹『陳皇太子妃薨儀注』5卷	儀曹『陳皇太子妃薨儀注』5卷	
		『陳雜儀注凶儀』13卷	『陳雜儀注凶儀』13卷	
		儀曹『陳皇太后崩儀注』4卷	儀曹『陳皇太后崩儀注』4卷	
		雜志『陳尚書曹儀注』20卷		
		『陳雜儀注』6卷	『陳雜儀注』6卷	
	北魏	『後魏儀注』50卷	常景『後魏儀注』32卷	常景『後魏儀注』50卷
	北齊	『後齊儀注』290卷	趙彥深『北齊吉礼』72卷	趙彥深『北齊吉礼』72卷
		趙彥深『王太子喪礼』10卷	趙彥深『王太子喪礼』10卷	
隋	『隋朝儀礼』100卷	高穎『隋吉礼』54卷	高穎『隋吉礼』54卷	
		高穎等『隋書礼』7卷		
			牛弘等『隋江都集礼』120卷	

出典 『隋書』卷三三・經籍志二・史部・儀注類、『旧唐書』卷四六・經籍志上・乙部史類・儀注類、
『新唐書』卷五八・藝文志二・乙部史類・儀注類

において礼儀志と祭祀志とがそれぞれ別立てされているのも、そうした事情を反映しているという〔梁二〇〇九・一二八頁〕。

また右の各文献の構成・内容面まで掘り下げてみても、やはり五礼の枠組は見取れない。たとえば『統漢書』礼儀志の場合、下巻で「大喪」「諸侯王列侯始封貴人公主薨」など、「凶礼」系統の儀礼が別立てされているものの、上・中巻ではそれ以外の諸儀礼が区別されることなく、四季の曆に合わせた「時令」のスタイルで配列されている。

そのなかから「軍礼」系統と思しき諸儀礼を抜き出せば、まず三月（季春）に配当された射礼がある^②。また、講武・田獵と内容的に近似する「獵劉」「乗之」は「立秋之日」の儀礼として定められている^③。つまり、射礼と講武・田獵を「軍礼」のカテゴリーで一括りにするという思考は、この時点において認められないのである。

『統漢書』に次ぐ正史礼志は、唐・房玄齡等撰『晋書』の礼志である。本志は全三巻であり、三国から晋代までの諸儀礼を次のような構成でまとめている。

- 上 吉礼（郊祀、明堂、社稷、読時令、籍田・親蚕、積奠、宗廟など）
- 中 凶礼（喪制、諸陵など）
- 下 賓礼（元会、巡狩、封禪など）
- 軍礼（講武、遣將出征）
- 嘉礼（冠礼、婚礼、養老・郷飲酒・積奠、季春上巳禊祭、九月九日馬射など）

本志において諸儀礼は「五礼」に基づいて区分されている。周知の通り、唐代に編纂された『晋書』は下掲の『宋書』『南齊書』『魏書』

に後れる史料である。そして『晋書』に先行するこの三書は、後述のように五礼による諸儀礼の整序を行っていない。したがって、『晋書』礼志が、すでに「五礼」の枠組が確立されていた唐代の思考で再構成されている可能性には注意をしておく必要がある。

とはいえ、唐人は唐代の基準のみで「五礼」区分を行っているとは思われない。唐代であれば「嘉礼」に含まれる読時令や積奠が「吉礼」に、元会が「賓礼」に組み込まれているからである。唐人は晋代の儀礼区分について、一定の知見ないし根拠を以て右の分類を行っているものと思われる。したがって史料的な問題はあるものの、以下では『晋書』の分類を一応信頼して「軍礼」の構成内容を分析してみたい。

晋礼の「軍礼」は、講武と遣將出征儀礼から成る。このうち特に講武は、後世の正史礼志にも常に「軍礼」の枠内で登場し、「軍礼」の中核的な儀礼となっていく。一方、出征儀礼については『晋書』礼志の「軍礼」部分以外に、「吉礼」郊祀の記事内にも記述が見られる^④。また九月九日馬射は「嘉礼」のなかには組み込まれているものの、その説明を読めば講武と同趣旨の軍事的な儀礼であることが判る。

九月九日の馬射というのは、ある説によれば「秋は金徳の時節である。この時季に講武・習射の訓練儀礼を行うのは、漢代における立秋の儀礼（獵劉）を模倣したのである」とされる^⑤。

つまり、『晋書』礼志では、軍事に関わりをもつ諸儀礼がまだ「軍礼」枠に一元化されず、「吉礼」や「嘉礼」にも分散しているのである。換言すれば、出征儀礼や射礼などはこの時点では軍事的性格とともに、あるいはそれ以上に祭祀や共同体儀礼としての面も重視されていたこととなるであろう。

同様の状況は、その後もしばらく続く。次に梁・沈約撰『宋書』礼志(全五卷)の構成を整理してみよう。

一 冠礼・婚礼・元会、郊祀・社稷、籍田・親蚕、学校・積奠、講武・田獵など

二 巡狩・誦時令、喪制、諸陵など

三 郊祀・封禪・宗廟など

四 宗廟・太社、籍田・親蚕、嶽瀆、祈雨、積奠

五 車服

一見して明らかのように、本志は五礼に基づき構成を採用していない。それどころか、郊祀や籍田・親蚕、積奠などが礼志一と三・四に重出するなど、構成上の混乱、未整理ぶりが顕著である。「五礼」の枠組がどこまでこの時期の国家儀礼全体に貫徹していたか疑問符のつくところである。

「軍礼」関連では、講武・田獵がひとまとまりに記述されており、ここが「軍礼」の中核部分に相当すると考えられる。しかし『晋書』と同様、軍事と関わりのある儀礼がそれ以外の箇所に分散記述される傾向も見られる。たとえば大射は礼志一の学校儀礼の部分(「嘉礼」系統)⁽⁶⁾に、出征告郊に関する議論が礼志三の郊祀部分(「吉礼」系統)に、さらに講武献牲の議論が礼志四の宗廟部分(「吉礼」系統)に記載されている。⁽⁸⁾つまり、宋の段階でも、射礼や出征儀礼は「軍礼」カテゴリーでは把握されていなかったことになる。

つづいて、梁・蕭子顯撰『南齊書』礼志(全二卷)は次のような構成になっている。

上 郊祀・宗廟・太社、籍田 【吉礼?】

学校・積奠、冠礼・婚礼・元会など【嘉礼?】
九月九日馬射 【軍礼?】

下 諸陵、喪制 【凶礼?】

本志においても「五礼」の区分は明示されないが、『宋書』のような混乱は見られない。関連の深い儀礼どうしを括っていけば、上巻は吉礼・嘉礼・軍礼、下巻は凶礼、という配列になっていることもうかがわれ、⁽⁹⁾「五礼」の枠組が徐々に浸透しつつあることが推測される。

ただし、「軍礼」については依然として明確な輪郭を見いだしがたい。右の整理で九月九日馬射を「軍礼」とひとまず判断したのは、『南齊書』においてこれが(軍礼の中核である)講武と同趣旨の儀礼であると説明されているからである。⁽¹⁰⁾ところがこの記載は、実のところ右に紹介した『晋書』の九月九日馬射とほぼ同文である(註(5)および(10)の引用史料を参照)。そして『晋書』は、この儀礼を先述のように「嘉礼」に分類している。後出史料ではあるが、『晋書』の分類を援用して『南齊書』の馬射を「嘉礼」と判断することも不可能ではないのである。仮に内容を重視してこれを「軍礼」と見なすにしても、『南齊書』でこれに該当する記事は九月九日馬射の二件のみであり、カテゴリーとしての「軍礼」の輪郭はきわめて曖昧といわざるを得ないであろう。

ここで南朝の追跡をいったん措き、北魏に目を向けてみたい。北齊・魏収撰『魏書』の礼志は全四巻で、構成は次の通りである。

一〜二 郊祀・宗廟、籍田、巡狩など【吉礼?】

三〜四(一部) 諸陵、喪制 【凶礼?】

四(一部) 講武、冠礼、輿服など 【軍礼・嘉礼?】

本志でも五礼の枠組は明示されないが、その配列から吉礼・凶礼・軍礼・嘉礼の区分を透視することはある程度可能である。ただ、たとえば礼志一―二の部分であれば、郊祀や宗廟などの記事が一緒くたになって編年体で並ぶという、他に類例を見ない構成になっており、南斉と比較すると、五礼の体系化は幾分後れている。

「軍礼」に該当する部分には講武の記事が含まれており、講武が「軍礼」の中核をなす傾向をここからも読み取ることができる。しかしその一方で、礼志一の郊祀のところに出征儀礼の記事が見いだされた¹¹⁾。したがってここでも出征儀礼は祭祀としての面が重視されていることになり、「軍礼」の枠組がほぼ講武のみで構成される状況に変化はない。

ここまで概観した五世紀以前の正史礼志からは、「軍礼」の枠組が講武を中核としつつ徐々に形成されていったことが認められる。ただその一方で、出征儀礼の記事が郊祀のところに、射礼の記事が学校儀礼のところに載せられるケースも頻見する。要するに、南郊・宗廟・大社等での祭祀を軸とする出征儀礼は「吉礼」系統に、養老・郷飲酒礼などと連動する射礼は「嘉礼」系統に、もともと淵源を持つ儀礼なのである。そしてこれらが「軍礼」の枠組に組み込まれるのは、次の六世紀段階を待たなければならなかった。¹²⁾

(二) 六世紀

南朝の梁・陳、北朝の北斉・北周・隋という五朝の礼制については、周知のように、唐・長孫無忌等撰『五代史志』礼儀志(五卷)に一括

記載されている¹³⁾。その構成は次の通りである。

一 郊祀、明堂【吉礼?】
二 雩(祈雨)、迎氣、宗廟、封禪、社稷、籍田・親蚕など【嘉礼?】

三 喪制、朝見、天子征伐・命將出征・講武・田獵・射礼・合朔伐鼓・儺・宣露布など【凶礼、軍礼?】

四 婚禮・冠礼、学校・釋奠、元会、受朝【嘉礼、賓礼?】
五 車服

本志も「五礼」による整序を謳っているわけではないが、配列から五礼の区分を読み取ることができる。また儀礼ごとに五朝の沿革を通載する形式をとっている点は、唐代中期の杜佑『通典』礼典「歷代沿革礼」にもつながる、行き届いた整理法といえよう。

「軍礼」に関していえば、上に挙げた各儀礼は『開元礼』軍礼の構成要素(表1参照)をほぼ網羅している。また出征儀礼や射礼など、これまで「吉礼」「嘉礼」系統に含まれていたものが「軍礼」枠に合流し、まとめて記載されるようになっていく。したがって、出征儀礼・訓練儀礼等を柱とする『開元礼』軍礼の祖型はこの時点において出現したと認めることができる。

隋代における五礼修訂に当たり、梁と北斉の儀注が模範とされたことについては、周知のとおり陳寅恪氏が指摘している〔陳一九四四・六頁〕。『五代史志』軍礼の系譜をたどる上でも、この定説が重視されるべきであろう。とりわけ梁武帝による天監年間(五〇二―五一九)の五礼制度改革は、転換点として重要である。小林聡氏・梁満倉氏も指摘するように、武帝の改革は礼制史上の一大画期であった〔小林

二〇〇五b・三〇頁、梁二〇〇九・一四四頁）。梁時代の儀注類は前代とは異なり五礼の各単位で編成されており（表2参照）、しかもそれぞれが百卷を越える規模を有する。¹⁴「軍礼」というカテゴリーもこのとき明確な輪郭を持つようになり、陳を経て隋に持ち込まれた可能性は十分想定可能であろう。

一方、北朝については、北魏末の普泰初年（五三一頃）に常景が編纂した『五礼』、および薛道衡が北斉の武平年間（五七〇～五七六）に撰した『五礼』¹⁶などが、『五代史志』に先行する事業として挙げられる。¹⁷前者については、李繪・王又という軍礼担当者の具体名まで判っている。¹⁸さらに『五代史志』軍礼の記載を比較してみると、どの儀礼をとつても梁・陳より北斉・北周、特に北斉の方が分量も多く、また内容面でも重なることが多い。したがって、『五代史志』に記載された軍礼のうち、『開元礼』軍礼に対して最も直接的な影響を及ぼしたのは北斉の軍礼だったことが推測されよう。¹⁹

おわりに

以上のように、出征儀礼・訓練儀礼等で構成される『開元礼』軍礼は、六世紀、とりわけ北斉において形づくられたと考えられる。裏を返せば、『開元礼』軍礼は、講武等の訓練儀礼を中核としつつ、「吉礼」系統や「嘉礼」系統など由来を異にする複数の儀礼を集約して形成されたものだったと考えることもできよう。

本稿においては、主に正史礼志の構成という外形的な側面から、「軍礼」の足取りを跡づけた。それでは、もともと別の起源を有する儀礼が「軍礼」のもとに一元化されていたのはなぜなのだろうか。また、

その歴史的背景はどこにあるのだろうか。そうした質的側面からの課題については、稿を改めて考究していきたい。

【参考文献等】

- 金子修一 二〇〇六 『中国古代皇帝祭祀の研究』 岩波書店
 小林聡 二〇〇五a 『梁の武帝による礼制改革の特質』(集刊東洋学 九二)
 陳戊国 二〇〇五b 『秦始礼制から天監礼制へ』(唐代史研究八)
 一九九五 『中国礼制史・魏晋南北朝卷』 湖南教育出版社
 一九九八 『中国礼制史・隋唐五代卷』 湖南教育出版社
 陳寅恪 一九四四 『隋唐制度淵源略論考』 社会科学院歴史語言研究所専刊(本文引用箇所頁番号は上海古籍出版社一九八二年版に対応)
 西嶋定生 一九六一 『中国古代帝国の形成と構造』 東京大学出版会
 丸橋充拓 二〇〇五 『唐宋変革期の軍礼と秩序』(東洋史研究第六四卷第三号)
 二〇一〇 『唐開元軍事儀礼の源流』(同年の東洋史研究会大会報告)
 梁満倉 二〇〇九 『魏晋南北朝五礼制度考論』 社会科学文献出版社
 社
- 【註】
 (1) 『周礼』 春官・大宗伯
 (2) 『統漢書』 礼儀志上

明帝永平二年三月、上始帥群臣躬養三老・五更于辟雍。行大射之礼。郡県道行郷飲酒于学校、皆祀聖師周公・孔子、牲以犬。於是七郊礼粢三雍之義備矣。

(3) 『統漢書』礼儀志中

立秋之日、白郊礼畢、始揚威武、斬牲於郊東門、以薦陵廟。其儀、乘輿御戎路、白馬朱鬣、躬執弩射牲。牲以鹿麕。太宰令・謁者各一人、載以獲車、馳送陵廟。於是乘輿還宮、遣使齎束帛以賜武官。武官肄兵、習戰陣之儀、斬牲之礼、名曰獮劉。兵・官皆肄孫・吳兵法六十四陣、名曰乘之。

(4) 『晋書』卷一九・礼志上

安帝元興三年、劉裕討桓玄、走之。己卯、告義功于南郊。
〔本記事は、後註(7)『宋書』が先行史料に当たると思われる。〕
同上

魏文帝黃初四年七月、帝將東巡、以大軍當出、使太常以一特牛告祠南郊。

〔本記事は、同卷に二箇所重出する。〕

(5) 『晋書』卷二一・礼志下

九月九日、馬射。或説云「秋、金之節。講武習射、象立秋之礼也。」

(6) 『宋書』卷一四・礼志上

又繕造礼器俎豆之属、将行大射之礼。亮(庾亮)尋薨、又廢。

(7) 『宋書』卷一六・礼志三

安帝元興三年三月、宋高祖討桓玄、走之。己卯、告義功于南郊。
〔本記事は、前註(4)『晋書』の先行史料に当たると思われる。〕

同上

文帝元嘉三年、車駕西征謝晦、警告二郊。

孝武帝孝建元年六月癸巳、八座奏「劉義宣・臧質、干時犯順、滔天作戾、連結淮岱、謀危宗社。質反之始、戒嚴之日、二郊廟社、皆已遍陳。其義宣為逆、未經同告。輿駕將發、醜徒冰消、質既梟懸、義宣禽獲、二寇俱殄、並宜昭告。檢元嘉三年討謝晦之始、普告二郊・太廟。賊既平蕩、唯告太廟・太社、不告二郊。」……

同上

成帝咸和三年、蘇峻覆亂京都、温嶠等入伐、立行廟於白石、告先帝先后曰：……

『宋書』卷一七・礼志四

宋文帝元嘉三年五月庚午、以誅徐羨之等、讎恥已雪、警告太廟。元嘉三年十二月甲寅、西征謝晦、告太廟、太社。晦平、車駕旋軫、又告。

(8) 『宋書』卷一七・礼志四

大明七年二月丙辰、有司奏「鑾輿巡蒐江左、講武校獵、獲肉先薦太廟・章太后廟、并設醢酒、公卿行事、及獻妃陰室、室長行事。」……

(9) 『南齊書』卷九・礼志上には、永明二年(四八四)に王儉が制定した礼制には「五礼」の区分があったことが記録されている。

於是詔尚書令王儉制定新礼、立治礼樂學士及職局、置旧學四人、新學六人、正書令史各一人、幹一人、秘書省差能書弟子二人。因集前代、撰治五礼、吉・凶・賓・軍・嘉也。

(10) 『南齊書』卷九・礼志上

九月九日、馬射。或説云「秋、金之節。講武習射、像立秋之礼也。」

史臣曰……宋武為宋公、在彭城、九日出項羽戲馬台、至今相承、以為旧准。

(11) 『魏書』卷一〇八之一・礼志一

神麿二年、帝將征蠕蠕、省郊祀儀。四月、以小駕祭天神、畢、帝遂親戎。大捷而還、婦格於祖禰、徧告群神。

(12) もともと「嘉礼」系統に属していた射礼が「軍礼」に移行することの背景・歴史的意味合いについては「丸橋二〇一〇」で言及しており、改めて論考化を予定している。

(13) 『五代史志』は『隋書』の「志」を補うものとして同書に合卷されることになる。

(14) 『梁書』卷二六・徐勉伝

普通六年、上修五礼曰「……五礼之職、事有繁簡、及其列畢、不得同時。嘉礼儀注以天監六年五月七日上尚書、合十有二秩、一百一十六卷、五百三十六條。賓礼儀注以天監六年五月二十日上尚書、合十有七秩、一百三十三卷、五百四十五條。軍礼儀注以天監九年十月二十九日上尚書、合十有八秩、一百八十九卷、二百四十條。吉礼儀注以天監十一年十一月十日上尚書、合二十有六秩、二百二十四卷、一千五條。凶礼儀注以天監十一年十一月十七日上尚書、合四十有七秩、五百一十四卷、五千六百九十三條。大凡二百二十秩、一千一百七十六卷、八千一百九十九條。又列副秘閣及五經典書各一通、繕写校定、以普通五年二月始獲洗

畢。……」

(15) 表2の通り、儀注類を五礼別で編纂する慣習は、陳にも継承された。

(16) 『北史』卷三六・薛道衡伝

(17) 表2に掲げた『後魏儀注』『後齊儀注』は、それぞれ常景・薛道衡の『五礼』と深く関わるものとして理解されている〔陳一九四四・一〇頁〕

(18) 『北齊書』卷二九・李繪伝

侍中西河王、秘書監常景選儒学十人緝撰五礼、繪与太原王义同掌軍礼。

(19) 陳氏によれば、常景と薛道衡の『五礼』は、北魏の太和一七年(四九三)に南齊から北魏へ亡命した王肅の思想を受け継ぐものとされる。北魏における王肅の改革は北朝礼制史上の一大画期として、陳氏の指摘以来、重視されてきた。ただ王肅がかつて身を置いていた南齊において、軍礼はなお確立途上段階にあった。したがって、こと軍礼に関しては王肅の思想からさらに肉付けされた部分が含まれていたと考えられる。

〔附記〕

本稿は二〇一〇年度科学研究費補助金(若手研究B「中国南北朝・唐宋時代の軍事と秩序」および基盤研究B「中国古代軍事制度の総合的研究」)による研究成果の一部である。

